

## 第48回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成27年12月7日（月）14時15分～16時15分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 井田 香奈子（朝日新聞オピニオン編集部次長）  
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）  
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）  
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）  
神津 里季生（日本労働組合総連合会会長）  
村木 厚子（前厚生労働事務次官）

（日弁連）

会長 村越 進  
副会長 三宅 弘、鈴木 克昌  
事務総長 春名 一典  
事務次長 吉岡 毅、戸田 綾美、神田 安積、道 あゆみ  
広報室室長 佐熊 真紀子

以上 敬称略

### 1. 開会

（吉岡事務次長）

それでは時間になりましたので、第48回日弁連市民会議を始めさせていただきます。本日は、古賀委員が退任されまして、新たに神津里季生委員、それから村木厚子委員がご就任されました。神津委員は、1979年に新日本製鐵株式会社入社後、同社の労働組合執行委員、あるいは同社の労働組合連合会の会長、それから日本労働組合連合会事務局長を経て、本年10月から日本労働組合総連合会の会長に就任され、現在に至っているということでございます。

それから、村木委員でございますが、昭和53年4月に労働省に採用され、その後、労働省女性局女性政策課長、厚生労働省社会援護局長、厚生労働事務次官を務められましたというところでございます。

それでは、日弁連側の出席者のほうから、自己紹介をしていただきたいと思います。それでは、こちらの端のほうからよろしく申し上げます。

(佐熊広報室室長)

はじめて市民会議に参加させていただきます。9月から日弁連の広報室室長に就任いたしました佐熊真紀子と申します。北川先生とは、法務省の会議でいろいろご指導いただいております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(道事務次長)

10月から事務次長に着任をいたしまして、同じくこの会議は出席がはじめてということになります。道あゆみと申します。ちょっと珍しい名字でございますが。これまで法曹養成であるとか、あるいは女性の問題の委員会などに属しておりました。今お話に出た法務省の会議などでも、私も日弁連側で活動いたしておまして、北川先生には大変お世話になりました。今後ともよろしくご指導お願いいたします。

(戸田事務次長)

事務次長をしております戸田と申します。担当しておりますのは、人権関係、労働関係の担当をしております。それから、司法修習生の経済的支援に関する事柄も担当させていただいております。どうぞよろしくようお願いいたします。

(鈴木副会長)

副会長の鈴木克昌と申します。出身は群馬弁護士会です。主な担当は、法曹有資格者の活動領域の拡大とか、法教育の分野です。本日そのようなテーマが議題としてなっているということで、参加いたしました。はじめての出席です。北川先生にはその折には大変お世話になりました。どうぞよろしくようお願いいたします。

(村越会長)

会長の村越でございます。よろしくお願い申し上げます。

(春名事務総長)

事務総長の春名でございます。北川議長はじめ委員の先生方、いつもお世話になります。また、神津委員、村木委員には、この度委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(三宅副会長)

担当副会長の三宅でございます。市民会議を担当させていただいておりますが、このほかに法曹養成制度改革、また法科大学院等、国際交流、憲法の問題なども取り扱わせていただいております。どうぞよろしくようお願いいたします。

(吉岡事務次長)

本日司会を担当させていただきます事務次長の吉岡と申します。よろしくお願い申し上げます。

(神田事務次長)

事務次長の神田と申します。3月に就任いたしました。今回が2回目の市民会議になります。担当は憲法問題、それから労働法制、刑事司法全般を担当しております。どうぞお願いいたします。

(吉岡事務次長)

それでは、配付資料について、ご説明ということでございます。後から差し替えということで、赤い紙がございます。こちらの資料目録に出ておるのが、今日の配付資料ということでございます。事前配付のものが、議題1の「法曹有資格者の活動領域の拡大について」、議題2についてが、「日弁連に求めること」の関連資料一式。それから日弁連新聞の501号。それから46回、47回の市民会議の議事録。

それから本日配付の資料といたしまして、48-2-1から48-2-4というところで、これら日弁連の法教育関連の資料ということで配付させていただいております。

配付資料は以上でございます。何か欠けているもの、足りないものがありましたら、お手を挙げていただければと思います。また、後で気がついた場合にはおっしゃっていただければ配付します。

それから、今日から新しく委員になられた方もいらっしゃるのですが、改めて申し上げますと、今回の市民会議は、日弁連のホームページに掲載する「今週の会長」の撮影のためにカメラが入ります。場合によってはお顔が入ってしまうかもしれないので、その点、ご了承くださいませと思います。よろしく願いいたします。

それでは、北川議長、進行のほうよろしく願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、ただいまから始めさせていただきますが、委員の皆様、お忙しい中、ご出席をくださり、ありがとうございます。なお、本日は、清原慶子委員、ダニエル・フット委員が所用のため、ご欠席でございます。

それでは、第48回の市民会議を開催させていただきます。

## 3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に村越進日弁連会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

(村越進日弁連会長)

改めまして村越でございます。先生方には年末大変ご多忙の中、第48回の日弁連市民会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、司会のほうで最初に申し上げましたけれども、神津委員、村木委員には、お忙しい中、この12月1日付で新たに委員にご就任いただき、また、早速本日ご参加をいただきました。本当にありがとうございます。

お二人については、今さら申し上げるまでもないのですが、法制審議会の新時代の刑事司法特別部会というところで有識者委員として、大変ご尽力をいただきました。そのおかげをもちまして、法制審の取りまとめが、できるだけ好ましい形で全会一致で出来上がったわけでございまして、今年度その答申のもとに刑訴法の改正案等が国会に提出さ

れて、審議されているところでございます。

もちろん日弁連の会務全般について、ご指導いただきたいわけですが、特に日弁連の刑事司法改革について、日弁連がぶれたり、さぼったりしないように、しっかりとお目付役を果たしていただきたいというのが、お願いをした本意でございますので、厳しくご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

#### 4. 神津里季生新委員、村木厚子新委員挨拶

(北川議長)

それでは、本年12月1日より、市民会議委員に就任されました神津里季生新委員と村木厚子新委員に、それぞれ挨拶をお願いしたいと思っておりますので、どうぞ、神津委員からよろしくお願いいたします。

(神津委員)

今ご指名をいただきました神津です。よろしくお願いいたします。

連合のほうもといいますか、前任の古賀から10月に改選で就任をさせていただきました。こちらのほうも、古賀に引き続いて、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

普段から連合としても、日弁連の皆さん方に非常にお世話になっています。また、いろいろな形でいろんな先生方からアドバイスもいただいております。また、今ほど、村越会長からもお話がありましたように、村木さんと一緒にというか、村木さんにいろいろ教えていただきながら、あるいはタグを組みながら、刑事訴訟法の審議会にかかわってまいった経緯もあります。

そこで、いろんな感じたこともございますし、また、その場での立場も本当に素人といいますか、国民の目線でということでもいろんなことも言わせていただきましたので、引き続きこの場でもそういった立場かなと思っております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

(北川議長)

それでは、続いて村木厚子委員さん、よろしくお願いいたします。

(村木委員)

村木でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本当に私も事件に巻き込まれるまで、司法はずいぶん遠いところだと思っていて、今考えてみれば、非常に関心も薄かったと思って、それ以降反省をしております。でも、市民に関心をもってもらうためには、多分日弁連さんが一番大きな役割を果たすのだろうというふうに思ひまして、素人ですけれども、この会議に参加をさせていただくことにしました。

私も神津委員と一緒に、法制審の中で非常にいろんな発見もありましたし、思うところ

もありましたので、折々に、素人ではありますが、自分の思いを皆さんにお伝えしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

## 5. 議事録書名人の決定

(北川議長)

それでは次に、議事録署名人を決定いたしたいと思いますが、湯浅委員と神津委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。

( 承 諾 )

(北川議長)

それではよろしくお願いいたします。

## 6. 議事

### 議題①法曹有資格者の活動領域の拡大について

(北川議長)

議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきます。

まず、第1の議題として、「法曹有資格者の活動領域の拡大について」を検討していきたいと思えます。まず、鈴木克昌副会長にご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(鈴木副会長)

この法曹有資格者の活動領域の拡大についてということで、資料事前送付のものがござります。資料番号 48-1-1 から始まるものです。活動領域の拡大ということで言いますと、特に、昨年の法曹養成改革推進会議の中で議論されていた分野が三つござります。一つが、自治体内弁護士への任用に関するものでござります。それから二つ目が、企業内弁護士、三つ目が、国際分野での弁護士の活動。いずれも従来から弁護士の職務とされていた法廷での弁護活動、代理人活動から幅の広がった活動ということになります。

まず、この自治体内弁護士の任用ですけれども、マップをごらんいただくとわかりやすいのですが、3/191 は都道府県、4/191 は市区町村の現時点での任用の状況でござります。都道府県につきましては、14 都県において 26 名が在籍している。うち 13 名が任期付職員。13 名が任期付ということは、その他は通常の常勤職員ということになります。

それから、4/191 の、市区町村で見ますと、80 名現在在籍していて、68 名が任期付職員ということになっております。これが、数年前に比べてとても増えているという状況は、2/191 にグラフがござりますので、わかるかと思えます。

この自治体の中に入ってどんなことをしているのかということは、まさに様々でござります。教育委員会に配属されて子どもの問題について関与している。あるいは福祉分野に

配属されて、様々な問題に従事しているということがございます。もともとは総務畑、あるいは条例の制定などが主だったのですけれども、近年はそこよりかなり広い範囲までこの任期付公務員等が関与しているというふうになっています。日弁連としては、こういう分野に弁護士が入っていくことによって、法の支配を社会の隅々まで広げていこうということを実践していくということでございます。

実際に、任期付公務員等を受け入れていただいた市区町村、あるいは都道府県からは、大変評価が高くなっておりまして、それによって法令に基づく地方自治が進んでいるという評価もいただいております。これについてはうれしい限りでございます。

それから、5/191には自治体内弁護士と任用支援事務所についての資料がございます。この自治体内弁護士の任用について、現在課題になっているのは、募集があっても、そこに応募する人がなかなかいない自治体があるということでございます。特に地方の市町村につきましては、募集をやってもだれも応募しないということが時々ありまして、これを支援していこうということで、特にこれから入っていこうという人について、現在手持ちの事件をきちんと整理をしていくとか、あるいは逆に終わった後に戻ってくるための支援体制を整えようということ準備をしています。

このような体制をとりながら、自治体への任期付公務員を弁護士から送り出していくという活動しております。

なお、法曹有資格者という言葉ですけれども、弁護士登録を抹消される方もいるので、そのような言い方をしております。会費の問題等もありますので、今後どういうあり方がいいのかということ議論していきたいと思っております。

それからもう一つで、企業内弁護士のほうですけれども、企業内弁護士につきましては、190/191のページの表の一番下の行が、各年の企業内弁護士として把握している数でございます。直近のところでは、2015年6月が全体で1,442名というのを把握している数字でございます。これが例えば10年前で言いますと、2005年で123名だった。これがこの10年間で10倍になっているということで、直近で見ますと、毎年200名程度の人数が増えているということでございます。

任期付公務員にしても、企業内弁護士にしても、採用する側、自治体なり企業なりが求めるのは、資質としてはやはり弁護士経験を何年か、できれば5年程度積んだ方、弁護士としての力量を備えた方が来ていただきたいという希望が非常に強うございます。

ただ、弁護士4年とか5年とかになりますと、一番脂がのってきたところで、お客さんの数も増えてきたということがありまして、そこからぼつと企業に入っていくというのは、なかなか容易ではなくて、実際には特に企業につきましては、司法修習を終えてすぐに入っていくという方もいらして、弁護士経験を積んだ上で入っていくという方を増やしていくということは、一つの課題になっているかなと思います。

この企業内に入って行かれた方たちは、弁護士としてのアイデンティティを非常に強く誇りに思っているという方もいらして、弁護士業務的観点から見て、企業の中でそれを、例えばコンプラ

イアンスの確立であるとか、不正の防止であるというようなところで生かしている方はたくさんいらっしゃいます。

ただ、やはり企業内で弁護士がどのような形であるべきかというのは、大変難しい問題がございまして、それは組織内弁護士の一般的な問題として、例えば弁護士会は、国選弁護をやりましょうとか、公益的な活動、いわゆるプロボノ活動をやりましょうということを推奨しているわけですが、企業内の弁護士がそれをどのようにやっていくべきなのかというところについては、様々な議論がございまして。

また、事務所登録について、会社の場合、転勤などがありますので、そういう場合どうするんだらうというような様々な実務的な議論がございまして、その辺は日弁連の中で今論点整理をしているところでございまして。

この企業内弁護士の需要は、近年非常に高まっておりますし、それに応じていく弁護士の数も増えている実情がございまして、1,400名という数は、中規模の弁護士会の登録会員よりもずっと多い数でございまして、日弁連の中でも非常に重要な活動を担うようになってきているということでございまして。このあたりのところが、今後の日弁連の課題となっております。

総じて、こういう分野について日弁連としては、弁護士の資質と誇りをもって、弁護士法1条の人権の擁護と社会正義の実現という目的をきちんと維持しながら、そういう組織の中で活動をしていく人を増やしていくことを目標に取り組んでいるところでございまして。私のほうからは以上でございまして。

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま鈴木副会長さんからご説明をいただきましたが、この件に関しまして、委員の皆さんからご意見とご発言をお願いいたしたいと思っております。

(神津委員)

普段感じていることを含めてみたいいな形になろうかと思っておりますけれど、三つ申し上げたいと思っております。一つは、今ご説明を伺って、ここ数年で企業のほうで進んできたなという状況は理解をいたしました。ただ、自治体含めてまだまだもっと進んでいくべきなのだろうなと思っておりますし、いろんな政策面も含めて、あるいは私どもも含めてもう少しそういう盛り上げを図っていくべきなのかと思うということが一つです。

それから、具体的に私自身の立場ということも含めていえば、労働の分野で、具体例がなくて申し訳ないのですけれども、今、世の中の状況からすると、おそらくいろんなニーズがあるはずなのではないかなと思っております。やっぱりルールそのものについて、働く側自身が、あるいは使用者側も、基本的なルールに対する意識というのはどうもやっぱり低い。そのことがいわゆるブラック云々というところの跋扈を許してしまっているということではないのかなというふうに思っているだけに、私どもも労働教育という呼び方をしていますが、できるだけその辺をアピールしながら、自分たち自身も大学とか出向いたり、ある

いは教育委員会にそれぞれ要請したりしているのですが、何かこの分野で少しニーズは本来あるのではないかというところが2点目です。

それから3点目としては、これはいわゆる法曹養成の最近の状況を拝見すると、そもそも目指していたところの原点と、そうはいつてもみたいなことも、現実が進んでいるのかなという気もいたします。やっぱりここは司法制度改革の原点に都度立ち返りながら、その面も強化も必要かなというふうに思います。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。今のご意見について、弁護士会側、どなたか。

(神田事務次長)

今ご発言の1点目に関する問題ですが、日弁連もワークルールについて、教育していく必要があるのではないかということで、私が所管しております労働法制委員会、これは使用者側の弁護士と労働者側の弁護士がバランスよく入った委員会なのですけれども、双方、その点については一致して高校生、大学生に対するワークルール教育に取り組んでいます。もともと法教育の場面の一つではあるかもしれませんが、ブラック企業に代表される、そういったことで人権侵害を受けている高校生、大学生が、就職した際にそういうことにならないように、主体的に考えていていただきたいという取組を今般始めたところでございます。

そのやり方については、試行錯誤が必要ですし、法教育委員会の協力も得ながら、効果的な教育をしていかなければいけないと思っておりますけれども、それについてのシンポジウムを近々開くということをご予定しております。対象者を学生、それから教師や予備校の指導の方々とか、さらには企業の方に対しても、弁護士会が働きかけをしていくといったことを検討しているところでございます。

(鈴木副会長)

鈴木です。法教育の中で労働問題の教育、労働法制の教育というか、そういうテーマというのは抵抗が学校現場でもちょっとありますが、そこでいろいろ知恵を絞って学者の方が、ワークルール教育とか、そういうふうな言い方をしたところ、あまり抵抗がないということで、ワークルールというのが最近のはやりの言葉になっております。

特に学生の場合は、ブラックバイトが最近指摘されておりますけれども、そういうところに対する基礎的な知識が全くないということもあります。これをきちんと理解してもらおうということで、かなりの需要があるということがわかってきましたので、モデル事業を全国で展開しながら、これをどうやったら普及ができるかということの研究しているのが現在の段階です。

(神津委員)

ワークルールという言い方は、連合も結構前からしてしまして、関係する方々と、連合もその一員というか、応援する立場でのワークルール検定協会というのをつくってました。最近よくあるたとえば阪神タイガースのことを知っていたら、それで検定して資格を



あげるといような、そんなことを数年前からやっています。また一つそんなことと連携させていただければと思います。

(三宅副会長)

活動領域の拡大について、法科大学院等で具体的にどういことが教育としてできるかという点で申しますと、例えば立法学とかというのも、実は選択科目の中へ取り入れているところもございまして、自治体の条例をつくるためのイロハを教える。ロースクール全般では民法、憲法、刑法を中心に基本六法の解釈法が中心ですけれども、それをある程度ベースで学ぶと、3年の選択科目の中にそういう解釈を踏まえて新しい分野の条例とか、法律をつくるための法文のあり方みたいのところからやる、そういう教育もございまして。

もちろん、労働審判などの関係でいうと、労働法なんかはかなり選択科目の中で、試験科目にもございまして、充実している科目も入れたりしておりますので、活動領域の拡大に絡めるとすれば、そのあたりはできるだけみんな受けてほしいということもあるのですが、一方で、司法試験に受からないと、まず拡大にもいけないわけなので、基本的な科目と選択科目を一つぐらいに絞ってみんな勉強するところに特化していくという、ちょっと難しいところがありまして、法曹養成制度の改革の中で、これから平成30年度まで法科大学院の集中改革期間ですので、法曹有資格者の活動領域の拡大にかかわるいろんなプログラムと、これからまた日弁連としても積極的にこういうふうにやっていただきたいというのを、法科大学院協会の方が願うようなところとか、文科省との連携の話で進めたいと思っているところでございまして。

(村越会長)

ロースクールの中で労働にある程度力を入れて教育をしていこうみたいところはまだないですか。

(三宅副会長)

そこまでは特にまだないですけど、選択科目に労働法がありますから、その選択科目で労働法を取る人はかなり多いんです。破産法と労働法は結構多いんですね。会社法の裏側みたいな感じになっている。ただ、だからといって、労働審判の模擬裁判とか、模擬審判やるとか、そこまではいなくて、試験科目的なところでやっぱり知識の厚みを重ねるぐらいのところまでちょっととどまっている感じでしょうかね。

(神田事務次長)

私、早稲田大学のリーガルクリニック事務所に所属しておりますけれども、早稲田大学では労働事件のリーガルクリニックを開催しておりますので、必修ではございませんけれども、希望する学生には、実際に依頼者に会っていただいて発問をする、またアドバイスをします。もちろん研究者、それから弁護士がそこにサポートするわけですけれども、そういった実践的な教育をしております。クリニックは労働事件に限らず、刑事、民事いろいろありますけれども、その中の一つとして、労働法のクリニックがあるということでございます。

(戸田事務次長)

ちょっと追加いたしますと、法科大学院の後、合格しましたら司法修習がございますので、その中で弁護実務修習というのがございまして、それぞれ単位会という各弁護士会で教育をするのですが、その中に会によっては労働関係のクラスとか、そういうものを設けているとか、あと消費者とか、交通事故とか、いろんな専門の教育をして、そこである程度の基礎を身に付けて出してもらおうというようなことは、努力をしているところがございます。

(北川議長)

どうぞ、中川委員さん。

(中川委員)

職域の拡大ということの中で、私がいつも思っておりますのは、やっぱり国際の法務の領域といいますか、国際法務部というジャンルの弁護士さんの育成ということが、どうもやっぱり欠落しているのではないかと。これは背景は言うまでもありませけれども、少子化、知財、あるいはTPPとか、ああいうことで貿易投資の促進が行われる。そういうことになりますと、やはり国内では多くの外国人を受け入れざるを得なくなってしまうし、そういう人たちもどんどん、投資の面でもたくさん来るだろうと。外国企業もまいります。そういうことで、日本国内でも外国人との軋轢といいますか、そういう国際問題が多数起こってくるだろうと。また、もちろん海外では、日本企業は日本人がいっぱい現に出ているわけで、そういうところでの法律問題、これも現に多発しているわけですね。

そういう内外における法律問題というものについて、本当に適切に日本の弁護士の皆さんが対応できているのだろうか。あるいは将来対応できるのだろうかという、そういう不安といいますか、別の角度で見れば職域ということになるわけですが、これは弁護士だけの問題じゃなくて日本の国益としても、やっぱりそういう人材を育成していく必要が大いにあるのではないかなという気がしております。

そういう意味で、もうちょっと目的的に、そういう人材を育てるという観点を取り入れる必要があるのではないかとというのが、私の基本的考えでございまして、これは日本人には非常に難しい。言語の問題、それから外国の諸外国の文化の問題。それから習慣、その他、法律だけではどうにもならない面がありますので、そういう人材を育成するのは、かなり難しいのですけれども、やはりそういう時代が来るに違いないし、現にきているわけですから、やっぱりそのところを直視して、大いに目的的にそういう人材を育てていこうという活動を広げる必要があるのではないかと。

現に、いろんな努力をなさっていることもわかっております。わかっておりますが、ポイントが、やっぱり国際機関、公的な機関での活動とか、あるいは発展途上国の法整備の支援とか、そういうふうな面に特化されておまして、もうちょっと日常起こってくる生活上の問題、あるいは経済的な問題というところにまだまだ目線が行っていない。だけど、そっちの方がはるかに量も多いし、深刻な問題があるわけですね。だから、そういう問

題をどのようにすくい上げていけばいいかということ具体的に考えていく必要があるのではないかと思います。

これはなかなか時間もかかりますし、お金もかかるし、そうは簡単にはいかないのですが、例えば JICA とか外務省とかああいうところもありますから、そういう国際機関と協力をして、それぞれの国に人を派遣してみるとか、あるいはこれは突飛な発想かもしれませんが、工業団地というのがそれぞれの国でありますけれども、そういうところは日本企業が何百社と集中しているわけですね。だから、そういうところへ公的事務所みたいなものを一つ開いてみて、そこで情報、問題、これはものすごい情報収集機関としては、最も理想的な例になると思うんですけども、そういうところでどういう法律問題が起こっているのか。何を皆さんが悩んでいるのか。そういうことについて、情報を収集してみるとか、あるいは法科大学院の話さっき出ましたけれども、既に国際的に活躍されている弁護士さんもいらっしゃるわけですから、そういう人たちが法科大学院で何が問題なのか、国際的にどういう問題があるのかというようなこととお話しして、学生の目をそっちへ向けるというようなことも必要だと思いますし、そういう様々な努力を目的、意識的にやってみると。

それから、一番いいのは、数値目標があればいいんですけども、例えば 3,000 人ぐらいの人が、そういう国際法の弁護士として活躍できるようにしようというような一つの目標値設定などもいいと思いますし、それから国際活動についてのいろんなピーアールといいますか、例えば日弁連新聞などもありますし、白書もありますし、いろんな媒体があるわけですから、そういうところで大いにピーアールをするというのも一つの方法だと思いますし、それからこういう問題は、大体 40 過ぎた人にはだめなんですよね。もう意欲もないし、なかなか海外へ出掛けていってというのも難しい。ですから、若手の 30 代、あるいは 40 代前半ぐらいのバリバリの人にそういう特別の組織をつくって、そういう人たちに少し財政的な援助もしながら、具体的な方策を考えてもらったかどうかというようなことも考えられますし、何かそういう国際法の弁護士という一つのジャンルというものを設定して、おそらくそういうものを打ち上げていけば、それなりに賛同する人たちも出てくるのではないかなと。

これは多分企業のほうも大いにそれに乗ると思います。そういう人がいるなら、海外の子会社にちょっと出向してくださいとかいうことで職域も増えると思いますし、それはまた弁護士さんにとっても、それなりの研修とか、情報収集とか、そういういい循環も生まれると思いますので、何かそういう具体的な方策を、このジャンルについて、一つお考えいただいたらどうかなというのが、私の拙い経験による提案でございます。

(三宅副会長)

今のお話は、実は、法曹有資格者の活動領域の拡大のところ、もう 1 点、海外進出、企業の海外進出に対応した弁護士の体制の強化という点でも、重要な課題でございまして、お話に出ておりますようなところは、今少し準備をしているのです。まだ水面下のところ

がありますが、今のお話で申しますと、外務省のほうからは海外で活躍できる弁護士の名簿を早く作ってくれと言われていまして、そのあたりを早く整備しなければいけないと思っ  
ているところもございます。

それから、海外に公的事務所をつくったらどうかというお話で、3月あたりに、まず差し  
当たりフィリピンあたりでということで、調査に行っ  
てまいりますので、次年度にちゃんと引き継げるようにします。それはジャパニーズ・フィリ  
ピノ・チルドレンという日本人とフィリピン人の間の子どもの問題を中心に特化した事務所  
というのをちょっと考えているのですが、その辺ちょっと今交渉団体のところも視野に入  
れて、多分フィリピン政府とか、日本大使館とのお話を聞いてくるような話になると思  
いますので、その辺視野に入れさせていただきながら、検討していきたいと思  
います。

JICA や JETRO とも具体的に話をしていまして、日本企業が海外進出したときに、ヒヤ  
ッとしたデータ、法律問題の処理でこういうことで困ったとかというのをできるだけセ  
ミナー的にやれるようなものを少し準備したいと考えておりまして、それから法科大学  
院でも司法試験に合格して、弁護士になった後でもそうですが、もう一回国際法なり、  
国際契約の作成実務等に学び直すというようなカリキュラムをぜひ作ってほしいとい  
うことで、プログラムを作っていますし、日弁連のeラーニングという研修の中  
でも国際的なそういう英語研修をベースにした法律英語のところは、かなりフィット  
がいい、研修講座もできていますので、できる限り早めにそういう体制ができるよ  
うに、何とかやりたいと考えているところでございます。

(中川委員)

ぜひ若手の起用をお願いいたします。

(三宅副会長)

はい。

(北川議長)

あとはよろしいですか。はい、どうぞ。

(村木委員)

質問でもよろしいですか。司法試験受かった方の中で、裁判官の方と検察官の方  
というのは、そのポストに就いていないと、その職業にはなれなくて、ポストと  
仕事が一貫しているわけですね。あとはみんな法曹試験を生かして仕事をすると  
なると、弁護士さんということになるのだらうと思うんですけども、そういう  
意味で組織内弁護士さんというのについて、何か仕事についてのコンセプト  
みたいながあれば教えていただきたい。さっきのお話聞いていても、例  
えば国選弁護やらなければいけないとか、事務所の登録云々という、いわゆる  
弁護をする弁護士さんというのがやっぱりベースになって、それをやらないと  
弁護士さんじゃないのかどうか。司法試験を受かった方の仕事のあり方として、  
弁護するという以外のロイヤーとしてのほかの仕事、組織内などで仕事をやる  
場合の役割についてという概念があるのかどうか。こういう仕事をするのが  
弁護士だという概念とい

うのがある程度あるのかどうかというのを教えていただければと思います。

もう一つ、自治体が出てきましたけれども、もし中央官庁では、どのぐらいの数の方がどんな仕事をしているかというのを教えていただければ。役所にいたら、実はものすごくまだお頼りしたい部分はたくさんあるんですけど、一番大きいのはコンプライアンスの部分で、第三者委員会をつくる時にお頼りすることが一番多いので、雇ってしまえないから、なかなか組織内でということになっていないのかなと思います。今は実は役所でみんな一本釣りです。そういうところに入っていただく弁護士さんを探しているんですけど、そういう形がいいのか、もっと違うやり方がいいのか。これから自治体も特に、例えば児童虐待などで子どもの側に立って親権の制限なんかをするときに自治体や福祉の事業所のサイドで弁護士さんにお頼みすることもすごく多くなってくる。そのあたりもどういう形でやっていただくのがいいのか、組織内なのか、もうちょっと違う形でのやり方もあるのか。何かその辺で今やっておられることがあれば教えていただきたい。

(鈴木副会長)

鈴木の方から。大変貴重なご指摘をいただきまして、まず、弁護士とは一体何をするんだという根源的な問題があります。これは実は日弁連にとって大きな課題です。弁護士は基本的には独立してお客さんから依頼を受けて、それで代理人として、交渉なり訴訟をしたり、刑事であれば弁護なりを行っていくというのが、古典的な弁護士の本質だとされていて、弁護士法にもそのような規定があるわけですが、しかし、それにとどまらないというのが、現在の考え方です。

それは、憲法に始まる法律、あるいは国際法も含めてですが、そういう法律的な知識、専門的な知見を生かしてする活動は、すべて弁護士の業務であると思っております。ただ、裏返すと、逆に弁護士じゃなくてもできる業務は、果たして弁護士業務なのか。それとは離れたいわば一私人としてやっていることなのかというような問題がいくつかの点で起きております。

例えば、弁護士は弁護士会に申請をして、いろんな調査をすることができます。弁護士法に基づく 23 条照会と私たちの業界では言っていますけれども、じゃあこのような企業内の弁護士はできるのかとか、そういうかなり実務的な問題におりてきて、いろんな問題を今検討しているところです。

そういう意味で言うと、古典的な従来型弁護士以外の業務というのが非常に幅広く、需要があるのは間違いないのですが、それを弁護士として行うというのは、果たして弁護士にとってはどのような意味合いがあるのか、あるいはどのような規制がかかるのかという問題について、現在整理しているところで、これは大変大きな問題です。

ただ、私たちは、基本的には需要のあるところに広げていこうと思っております。この点については後で会長から多分補足があるかと思えます。

もう一つは、中央官庁についてです。お手元に今日お配りした弁護士白書の 150 ページで、中央官庁についても、公務員の数というのがございます。151 ページには、その合計で

131名というふうになっております。様々な分野で多くは弁護士会に要請が来て、全国の弁護士に、応募してはいかがですかという情報提供をしてやっております。既に、それなりの分野に進出をしているのですけれど、もっともっとあるのではないかと考えておりますので、そこも今後の課題と考えております。

(戸田事務次長)

あと1点、児童虐待の点について、ご存知かもしれませんが、児童相談所に弁護士が非常勤などの、あるいは嘱託などで入って、そして一時保護とか、親権の一時停止をするところでは、法的な判断が必要とされますので、そこについてサポートしているということが始まりつつありまして、各地で弁護士が入りまして、なかなか評判は良いというふうにお聞きしております。お声をいろいろとかけていただければ、弁護士会のほうからご推薦するということもできようかと考えております。以上です。

(井田委員)

井田です。自治体で活躍する法律家の人たちのことなんですけれども、いろんな自治体で働かれることは大いに結構だとは思いますが、大事なのはやっぱりどういう心持ちで活躍していくかということなのかなと思ひまして、私は9月からオピニオン面というところを担当しているのですけれども、そこで読者の人とつくっていくページというのがあって、そこでこれまで自治会ですとか、ゴミの出し方とか、そういうテーマを特集したときに、やはり自治体が決めたルールゆえ、もしくは自治体が自治会などにお頼みしたことゆえに、すごくいろんな悩み事が出てきているんだなど。おそらくそういうことは改めて弁護士さんに自分で尋ねていくというよりは、やっぱり自治体と向き合って考えていくべきだと思うんですけれども、中にはやっぱり自治体が自治会に丸投げしていいような仕事なのかも含めて、ちょっとやっぱり第三者的に見たほうがいい仕事というのがいっぱいあるんだなどということを思ったものですから、そこでやっぱり完全に一公務員になって、ヒエラルキーの中に収まるのではなくて、法律家としてクリティカルに自治体の仕事を見てほしいというところがすごくあります。

特に、最近、空き家の問題ですとか、ゴミ屋敷の問題などで、家を、必要があれば撤去したり、掃除をしたりという、代執行みたいなをやっていた場合に、自治体の利益と所有者の利益というのが、正面から衝突してしまうことがあって、もちろん権利性ということを考えたら、やっぱり自治体やらなければいけない仕事なのかもしれないけれど、そこはやっぱり血の通った法律家の人がいるときに、本当にそれが必要なのかとか、違った目で見られることというのはいっぱいあると思うので、そういう役割をぜひ期待したいなと思ひました。

そういうふうにお聞きいただいた資料を見ると、やっぱり公金の取り立てとか、なかなか微妙な問題がいっぱいあるんだなど。もちろん滞納は、払えるものは払っていたきたいけれども、それができない人があるときに、法律家がどういうふうに関わるのかというのは、むしろ本当にいろんな意見があると思うんですけれども、何で払えないのか

というところまで含めたアプローチというのが必要になってくるのではないかということ、ほかの職員さんもそういう目で見ている方はいらっしゃるかもしれないけれども、ちょっと引いた目で関わってほしいなという気持ちがあります。以上です。

(鈴木副会長)

自治体との連携全般を今進めています、今の公金債権の問題で言いますと、請求業務を弁護士が広く受けていきたいということを自治体の側に今アピールをしています。それは、単に行政の資金回収のお手伝いをするというだけではなくて、そういう面もないわけではないですが、むしろ、自治体には実際上回収不能な債権が山のように貯まっておりまして、内部の職員ではなかなか対応ができない、そういうのをどうするんだということで、そこを外部の弁護士が担当することもあります、任期付きの弁護士が担当することもあるれば、その事業について請け負って、その見極めをつけて、取れないものは取れないということで放棄をしていくことが非常に今重要になっています。とにかくその荷物をおろしてあげないと、職員が全く意味のない債権管理を続けなければいけないということがありますので、そういうところを整理していくというようなことも進めています。研修会をやって、結構多くの自治体の職員の方が研修に来てくれています。それに弁護士がお手伝いできればという活動をやっております。

それから、今地方自治体に行きますと、今のゴミ屋敷のお話、空き家対策、特にマイナンバーですとか、条例を制定するときには、出版社が条例案を請け負ってつくっている場合がございまして。そうではなくて、きちんと弁護士がアドバイスをして、条例案も策定していくということが、今必要ではないかと、条例づくりについても踏み込んでいこうというふうに考えておりますし、その取組も広がっております。

書式集をつくっている出版社が条例制定まで請け負うとなると、各地域の実情に合わないものが出てまいりますので、そうではなくて、きちんとしたニーズをとらえた条例制定をしていく。その中で住民の権利をきちんと守っていく観点も入れていくということで進めていこうということが広がっています。既にいくつかその実績も上げております。

(村越会長)

任期付公務員も今後増えていくと思いますが、大半は外部の第三者的な弁護士として行政と連携して協力していくという役割だと思います。それから、公金債権等については、会内でも当然ながら、弁護士が行政権力側の債権回収に関与していいのかという批判はあるわけで、それは十分考えていかなければいけないけれども、逆に適正に回収するなり、適正に放棄するなり、そこに人権的な観点を入れてやっていくことが、われわれができることではないかと思っています。

(道事務次長)

一つ補足しますと、北川議長はよくご存知だと思うんですけども、要するに債権管理・回収を通じて、市民を福祉の分野につないだほうがいいのではないかという、そういった姿勢をもっている自治体もあるようです。それのお手伝いも、弁護士が条例づくりなど、

の形でさせていただいているということをききます。

(鈴木副会長)

事前送付の資料の8ページから190ページまでという非常に長い、大部分を占めている部分というのは、10月に岡山で行った、業務改革シンポジウムの中の自治体との新たな関係構築に向けてをテーマにした自治体連携分科会、の資料です。大変長いもので、全部見ていただくのは大変なんですけれども、内容は本当に自治体との連携全般にわたって、今の任期付の公務員、あるいは条例の制定なども含めて、これを整理してまとめているものがございます。関心のある分野について、お目通しいただければと思います。

(北川議長)

中川委員さん。

(中川委員)

さっき企業内弁護士の話がちょっとございましたので、それに関して、今現在3万6,000人中1,400、4%ぐらいだというお話でしたけれども、これだいたい前に私も申し上げていたんですけれども、この数はもっとずっと増えて、最大5,000人ぐらいになりますよということ予測していたときがございます。それは何が根拠かといいますと、アメリカの弁護士さんの動向を見ていますと、大体10%から12%ぐらいが、あるいはもうちょっと多いですかね、最近。企業内弁護士として就職される傾向がずっと続いておりまして、我が国も大体そういうふうになっていくんだろうなということから、3,000人から5,000人ぐらいという数字を申し上げていたわけです。

私も若い弁護士さんとずっとお付き合いしているんですけれども、最近見ていると、ますますそういう企業がおもしろいよということ言う人がいまして、企業のほうもニーズがかなり旺盛でございまして、この勢いはやっぱりずっと続いていくんだろうというふうに思っております。企業のほうの数は、これも前から申し上げましていますけれども、大体1万人なんですよね。1万人が企業内法務要員としております。だから、そのうちの半分が有資格者として大体これも5,000人という数字になるので、その辺が将来の落としどころかなと思っているんです。

ところで、そこで出てくる問題というのは、先ほどもご指摘がありましたけれども、やっぱりいわゆる弁護士マインドからだんだん離れていくんですよね。会社の中で活躍すればするほど、だんだんだんだん経済人といいますか、そういうマネジメントのほうに近いマインドになっていきまして、コンプライアンスとか何とかというのはごくごく一部の仕事で、むしろ会社をどうしたらいいとか、どうしたらよくなるかというそっちのほうにマインドが動いていく。現に入って、今60期の人がだいぶ経験積んでいますけれども、そういう人たちを見ていますと、やっぱりだんだんマインドの変化というものが出てきておりまして、だいぶここで議論しているような弁護士たるものという、その弁護士像と、こっち側でいる弁護士さんとの乖離がだんだんだんだん出てくるかなと。これはやむを得ない面もあると思います。それがいいのか悪いのか、別にしまして、同じ一律の考え方で



そういう人たちと対処しては、ちょっと具合が悪いんじゃないかなと思います。

だからやっぱりそういう一団、相当の勢力になる一団に対して、日弁連というものはどういうスタンスで臨めばいいんだろうかということは今からお考えになったほうが私はいいのではないかと。彼らが望んでいるものは何かといいますと、やっぱり高度な法律技術といいますか、高度化なんですよ。それとやっぱり法律情報といいますか、会社の中には得られない高度な法律情報と、それからスキルの向上という、それが会社の中、企業の中で評価される、専門弁護士として評価される要素なんですよ。だからそういうものを提供するということができれば、それは彼らは日弁連というか、そういう弁護士団体というものに所属している帰属意識も出てくるでしょうし、会費もちゃんと払いたいという、会費に対してすごい不満があるんですよ。

ですから、そういう彼らに対してどういサービスを提供すればいいのかということをやっぱりちょっとほかの、一律に考えるんじゃないで、そういう特殊というか、集団に対するサービスのあり方ということ、場合によっては会費少し下げてやるぐらいのことだっていいんじゃないかと思ひますし、その辺諸々含めて、とにかくこれも少しそういう集団を意識しながらのマネージメントをやっていくということも大切ではないかなという感じを持っております。

(村越会長)

ご承知と思ひますけれど、日本組織内弁護士協会という JILA という任意団体がありまして、そこに入っている弁護士さんが 1,100 名ぐらいですけれども、昨年、私が就任してはじめてその JILA の役員の方々と日弁連執行部の意見交換、懇談の機会を持ちました。

その中で、本当に先生がおっしゃったように様々な問題、あるいは要望を出されているわけで、それをきちんと議論していこうと。日弁連の中でも既にそういうことを検討するワーキングチームもつくりました。なかなか難しい議論ですけれども、検討は始めております。

(春名事務総長)

私は副会長のときに、この分野を担当していたものですから、今、中川委員がおっしゃったように、数が相当数増えてまいりましたので、企業内弁護士を対象にした研修を日弁連が行うことにしました。以前はそういう弁護士に、どうして日弁連全体の予算を使って研修をやっているんだというような批判もあったように聞いておりますけれども、最近はそうではなくて、企業内弁護士に向けた研修をやるというようなことも実施しておりますし、それからあと、組織内弁護士が抱えるいろいろな問題点について、ワーキングチームをつくって検討してございまして、その中で例えば研修義務、公益活動義務などについて、企業内弁護士、あるいは任期付公務員もそうですけれども、なべて同じような義務でいいのかと。同じような研修、公益活動でいいのかと。そこは若干違いがあってもいいのではないかというようなことを議論して、そのワーキングチームの答申は来年3月末までに上がってくるということですので、具体的な役割の違いということに着目した新たな視点と

というのが、これから日弁連の中に取り入れられていくものだと思っております。

(鈴木副会長)

今、4%ぐらいというお話がありましたが、実は毎年の就職の数で言いますと、先ほど200名程度と言いました。新人の弁護士が司法修習を終えて、現在1,600程度。日弁連は、司法試験合格者1,500にしてほしいという要望していますけれど、仮に1,500になったときに、新人がすぐに行くわけではないですけれども、経験を積んだ弁護士も含めて毎年200名が企業内に行くとなると、実は7人に1人に近い数が企業内になっていくということになりますので、大変な割合になるというふうに思っています。いつまで続くかということにはわかりませんが、そういう点で言うと、この分野は非常に大きな問題で、私たちが自然なりゆきに任せておくわけにはいかない分野になってきているというのが率直なところですよ。

(村越会長)

おそらく数年で東京の三つの弁護士会と大阪弁護士会に次ぐ、5番目に数が多い一つのまとまりのある団体になることは間違いないと思っています。

(春名事務総長)

今お手元にお配りしました3種類のパンフレットですが、これは弁護士向けで自治体内弁護士という選択肢もあるよというパンフレットです。中を開いていただくと、実際に公務員として勤務している方々のいろいろな体験が載っております。

それから、あとの二つは、これは自治体向けのパンフレットでございまして、弁護士の採用を考えてみませんか、あるいは考えるにあたってのQ&Aをつくったもので、これなども活用して今やっているというところがございます。

(湯浅委員)

お話伺っているうちに、ちょっとずつ自分でも整理されてきた感じがするんですけど、依頼者の利益に立ちきるといふところと、社会的正義の実現といふところのバランスの問題とか、公権力のリーガルマインドの普及といふことと、行使される側の人権とのバランスとかといふことの間、この自治体弁護士さんとか、企業内本部の方たちの問題といふのはあるんだなというのが、少しわかってきたような気がするんですけど、数を見ると、自治体のほうが100人程度、企業内法務のほうが1,400人ぐらいということで、何か今のお話だと、もう企業内法務のほうは放っておいても伸びていくと。それについては、皆さんのほうから伝わってくる雰囲気は、歓迎と言いきれない戸惑いみたいなものが伝わってくるんですけど、自治体のほうはもっと伸ばしたいということで、この間お話しされてきたのではないかと思うのですが、大体それってどれぐらいまでいきたいという、企業内法務も含めてですけど、例えば基本的に職域拡大だから歓迎だというトーンでこの間伺っていたような気がするのですが、だとすると、今3万6,000人ですか。それこそ2万人ぐらいそういうふうになっても、極端な話ですけどね、いいんだという感じなのか。まあそうは言っても上限ってあるだろうねという感じなのか。

何か、先ほど村木さんのご質問にあった弁護士さんって何する人なんだろう問題というのと絡んで、方向性の際みたいなどころって、どういうふうに設定されているのかなというのが、設定されていないんだと思うんですけど、設定していこうと思っているのかなというあたりがちょっと気になったということと、あとは、ちょっと前まで職域拡大という、決まって聞くのは司法書士さんからだという感じだったんですけども、これって司法書士業界とはどういう関係になっているのか。関係そもそもないんですという話なのかもしれないけれども、そこら辺法曹という、司法書士業界とどういう関係にあるのかというのは、もし何かあれば教えてください。

(鈴木副会長)

私達は業際問題と言っているのですが、他士業との関係も担当しているものですから発言します。今のところ、この分野で司法書士さんと衝突なり、軋轢というのはほとんど起こっていません。それは司法書士さん自身がそういう分野への進出をさほど志していないというところがあります。これからはわかりませんが、今のところですね。司法書士さんがこれまで悲願としてきたのは、むしろ訴訟代理のほうです。弁護士が従来からやっている分野に進出したいということが非常にございました。ただ、震災の救済活動、支援活動などでは司法書士さんもだいぶ入っていて、各地の例えば震災の補償を請求するときの相談ですとか、そういうのには相当司法書士さんもかんでいるという実態があります。ただ、今のところ一般的に自治体なり企業なりに司法書士さんがその資格を持って入っていくということは、あまり行われていないのかなと見ております。

それから、もう一つのどこまでこれが広がるかということについては、わかりません。それがいいことか悪いことかも含めてまだ議論そのものが進んでいません。広がるという方向にはずみがついたと認識したのはまさに今年度です。それまでは何とかそれを拡大しようと思っていた、拡大してどんどんどんどんはずみがついたらどうなるんだみたいなことというのは、あまり現実的な議論ではなかったんです。特に企業内については、まさにご指摘のとおり、それが現実のものになってきているという状況です。基本的にいいことだということで始めたことですが、今後どうあるべきかということをもっと落着いて議論をしようというところでは、

例えば、弁護士、私たちを規律している弁護士職務基本規程というのがありますけれども、その中には組織内弁護士について、特に企業の弁護士について、特別の条項をいくつか置いてまして、その中で例えば目の前に不正があった場合にどう対処するんだということの規定がありまして、一般の弁護士はまさに独立した立場でそれについて手を染めてはいけません。あるいは、依頼者の秘密を漏らすわけにはいかないけれども、それについてしかるべき態度をとり、場合によっては辞任も含めて考えるということになるわけですが、組織内弁護士の場合には、それは退職しなさいという規定になるかということ、そうはなかなかならない。そのときに、今の職務基本規程では、例えば上司などのしかるべき人にきちんと報告しなさいという程度のことになっているわけでは、ただ、それについて、組織

内弁護士の方から言うと、一般の弁護士に求められる以上の義務を課される理由はないのではないかという反発と申しますか、そういうものもあります。それについて、どう考えたらいいんだろうという議論を今まさにしているところです。ですので、非常に新しい問題で、それはアメリカなどの先進的な例も含めて、これから学んでいきたいと思っているところです。

(北川議長)

よろしいですか。

(湯浅委員)

ちょっとだけ追加ですけれど、188/191 とかあるんですけれど、大阪府の任期付公務員のゼロワンマップみたいなの載っていたりして、最初にご紹介のあった日本地図で、何都道府県、何市町村ですみたいなのもそうなんですけれど、これはやっぱり基本まず差し当たっては、ゼロワン地域をなくしたいというような、そういう位置付けなんですか。

(鈴木副会長)

そこまで、ゼロワンを見ると、市町村別に見ると大阪は進んでいるのですが、全国的にはもうほとんどがゼロなんです。都道府県別に見ていくと、その県の中に一つ、例えば群馬県出身ですけれど、群馬県に12市がありますけれども、任期付公務員、あるいは任期付きで法曹有資格者が入っているのは一つしかないわけです。群馬にはいますという地図を書くと、群馬は色がつくわけですが、実際にはその中に一人しかいないということです。市町村レベルまで降りていくと、ほとんどが空白、ゼロということに現状ではなっていくと思います。これを少しでも埋めていきたいということです。これをゼロワンマップをつくって、あとこことここが残っているところまでいくのは、かなり先かなというふうに思います。

(湯浅委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

時間がだいぶ経過しました。要望とか弁護士会に物申す項目もございますので、この項は一応終わらせていただいてよろしいですか。

## 議題②日弁連に求めること

(北川議長)

それでは、時間が少し経過しておりますので、この項につきましては、一応終了させていただきます、次の項目で第2の議題として、「日弁連に求めること」を検討していきたいと思っております。これにつきましては、村越会長から、本議題に関しまして、話題提供と申しますか、お話しいただければと思っておりますので、まずは会長のほうからお話をいただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

(村越会長)

何か大変漠たる議題をお出しして申し訳ございませんが、私の任期も6分の5が終わりました、あと4か月ということになっております。まとめというか、総括をして、次に引き継ぐという段階に入ってきております。その総括ということで、この2年ほどやってきたわけですが、この間の日弁連の有り様はどうであったのか。あるいは活動はどうであったのかというあたり振り返っているわけです。しかし、自分で自分のことはなかなかよくわからないものですから、先生方から見てどうなのかというあたりを、ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。そういうことも踏まえて少し総括をしていきたいなと考えております。

ことに、せっかくこういうお時間をいただいて、先生方から貴重なご意見を毎回いただいているのですが、これがどこまで会内で共有されているかといいますと、議事録はホームページに掲載しておりますけれども、そこまででございます。例えば理事会で様々議案を審議するわけですが、そういう議論の中に先生方のご意見などが反映しきれているかという、本当に申し訳ないことに、極めて不十分だと言わざるを得ません。ややもすると、これも議事録に載るので、また怒られるのですけれども、やや井戸の中というか、本当に内輪の議論に終始していて、世の中と向き合わない議論が多いなと感じます。何とかそれを変えたいと思ってずっとやってきたわけですが、まだまだそういう面があるわけでございます。そういう意味では、市民会議の委員の先生方から、日弁連に対してこういう評価、批判、苦情があるんだということをしっかりと会内に伝えていくということが、われわれの責任というか、市民会議をやっている意味ではないかと思います。ぜひそういうあたりで、本当に私の任期も終わりになりつつありますので、先生方からご意見をいただければと思います。

思いつきので申し訳ないのですが、今は議事録をホームページに載せていると言いましたが、それだけでなく、もしお許しいただけるのであれば、先生方お一人お一人の日弁連に対して、これを言いたいとか、これが苦言だとかというようなのを、すこしずつまとめさせていただいて、全会員に FAX ニュースかなんかで出すということを考えています。これを読んでくれと、こういうふうには世の中からは言われていますよ、それを踏まえて考えましょうぐらいのことを最後にやりたいなとか、ちょっと思っています。そんなことで、何なりと苦言なり批判なり、あるいは少しは褒めていただけるなりあれば、ご発言いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(北川議長)

ありがとうございました。今、会長がこういうご発言でございましたけれども、個々にお考えなり、あるいは物を申したいとか、いろんなことがございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

(長見委員)

私、この間、そういうお問い合わせがあったので、日弁連として非常に一生懸命やっていらっしゃるのは存じ上げている上で、法教育の促進というのはやっぱりもっともっと推

進していただきたいなというふうをお願いをいたしました。といいますのは、やっぱり法律はまだまだ一般の人たちには遠く、しかも一番私前回も確かそのお話をお聞きしたのですが、模擬裁判をされたり、学校へ行ってお話をされたりしているというお話でしたけれど、もっと原則的な権利義務みたいなものが、まだまだ身に付いていないと思うんですね。本当は学校教育の中でもっともっと先生たちが教えてほしいと思うのですが、先生が教えきれない、そこまでの法律家ではないというところがあるのではないかと思うんです。ですから、やっぱり日弁連のようなところが、一人ひとりの個人の義務もありますし、権利があるということをよく理解できるように教えていただきたいなど。

その上で、いろいろな法律での対抗とか、弁護士さんの役割を理解するとかということがつくのではないかと思うんですね。今のいじめの問題なんかでも、ちょっと子どもたちに、自分の持っている権利というものが自覚できるようなものがあれば、対応の仕方というのも変わってくるのではないかなという気がするので、ずいぶんやっつけやっつけというのでは重々承知の上で、まだまだ社会的には目に見えないところがありますので、重ねてお願いしたいと思います。

(北川議長)

では、続けて。

(松永委員)

会長からのこの執行方針を出していただきありがとうございます。それで、最初に質問なんですけれども、司法予算の増額のところで、0.3%程度まで落ち込んでいますという、私はこの数字を見て、もともとどれぐらいだったのかというのわからないのですが、1%もないことに驚きました。もともとの数字と、あと諸外国との比較でどうなのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

あと、日弁連への要望としましては、これだけ多領域に渡っている活動をするにあたって、まず予算というのが大きいだろうなということと、この2年間に関して言えば、やはり憲法問題というのは大きかったなということを感じます。特に昨年7月1日の閣議決定、これがおかしいということに対しては、もっと声を大きくして、国民に揺さぶりをかけてもよかったのではないかなと。そういう意味では来年また参議院選挙がありますので、それに向けてもここが勝負かなというふうに思います。ここについては、やはり日弁連ならではのアクティブプランをつくっていただきたいなと思っています。

あと、これだけ多領域に渡っていると、いろいろありすぎて、大変だなというふうを感じるんですけども、私が今一番感じているのは、貧困対策に対してです。貧困問題対策委員ってあることはわかっているんですけども、それもぜひ日弁連からアピールしていただきたいなど。今1億総活躍社会とか言われていますけれども、子どもの貧困問題とか、ワーキングプアとか、下流老人とか、そういうのとあまりに違いすぎて、ギャップが埋め切れられていないなということを実感します。女性活躍に関しても、管理職比率だとか役員比率とか、そっちはばかりが今言われていますけれども、それよりもシングルマザーの間

題とか、そちらのほう为由々しきテーマで、そちらのほうがりアリティとして大きいかなと思いますので、そのあたりをぜひアピールしていただきたいなど。

もう一つ、ちょうど私がこの市民会議に入るところが、裁判員裁判の2009年の施行の前の年でした。2004年に成立して、果たして国民にどれぐらい浸透するだろうかと、ものすごく危機感を持っているときに参加をして、ここでずいぶん議論したのを覚えています。でもそのときの危機意識からすると、6年経って、ずいぶん浸透してきていますけれども、これまでの総括をきちんと出した方がいいと思っています。ちょうど裁判員経験者ネットワークのアンケートの、8割が心の負担を感じているという、それが3月の結果が出て、やっぱり負担が大きいとか、あと高裁で簡単に判決が覆るといような虚しさ感みたいなものが出てしまうと、せっかくここまで積み上げてきたものが、あっという間に、負担が大きかっただけ、で終わらないためにも、裁判員裁判をやったことで、裁判がどうなってきたのかという、遅々として進まずの部分もあったにせよ、この6年間を総括していただきたいなと思っています。

(北川議長)

会長からそういうご発言がいただいたので、止まりませんよ。

時間もあるので、今2人ご発言いただいたので、そのあたりから少し何かご見解とか、ご答弁とか、何かございましたらというので、少し分けてやったほうが、いいかもわからないですけど。

(鈴木副会長)

法教育の問題のご指摘が前もってメールでもいただいていたので、ちょっと準備して、資料として配付いたしました。法教育問題につきましては、これから非常に重点だろうということで、日弁連では人権大会というのを毎年秋にやっております、来年の人権点検大会の三つのテーマのうちの一つを法教育の問題、とりわけ主権者教育ということに設定して、これを研究と普及と両方やっていこうということにいたしております。

これまでの法教育というのはいろんな切り口がありまして、初期の段階では、賢い消費者の教育というようなこと、消費者被害に遭わないようにという知識を伝えていくようなところから始まって、裁判員裁判の導入に伴って、裁判とは何か、裁判員裁判の裁判員に選ばれたらどうしたらいいかみたいところを普及していこうというようなことが、主だったんですけど、今はもう少し広くて、法律とは何かとか、社会のルールとは何か、それは誰が決めるのかとか、というようなところまで広げているところなのです。そして、今回、選挙権が20歳から18歳に引き下げられて、来年はじめて選挙があるということもあって、主権者教育に力を入れようということになってきました。これは日弁連だけではなくて、教育界からもそのような要請があって、文部省も通達を出して、そういう点についてきちんと教育をなささいということになっている現状があります。今日お配りした資料の中で言うと、大部分は法教育の取組に関する報告なのですが、典型的な問題が起きているのが18/20と19/20の新聞記事でございます。

まず、19/20のほうは、7月の記事なんですけれども、高校生に出前講座で行って、主権者教育をしてきたということで、政党公約を紹介して、グループごとに議論をしたというような経験の報告です。反面、18/20は、安保法制について、山口県で議論をした、高校で法教育の授業をして模擬投票をやったことについて、県議会でそれは政治的中立性を損なうという批判が出ました。私たちの業界では山口事件というふうに言っていて、全国この分野の積極的な取組をしようとしていた先生方が凍りついたと言われている事件なんですけれども、そういうのがありまして、どういうふうにしたらいいか、今模索中というところでございます。

ただ、弁護士会としては、主権者教育が必要だということは間違いないことなので、やり方についての中立性を損なうという批判を受けたくないような形にするにはどういうふうにしたらいいかというところを教材を研究しながら、普及していこうと取組を強めています。これを全国でやっていこうと、現在進めております。

主権者教育の問題で言いますと、実際に高校生、あるいは中学生ぐらまでさかのぼっていくわけですが、政治的中立性の問題というのは大変ナイーブな問題なものですから、先生方としてはそこをできれば弁護士に依頼することによって、万が一問題が起こったときに、弁護士が責任もってやってくれということで、しょうがないというふうに言えるような形をつくって進めていこうということだったのです。苦情は弁護士が引き受けますとやっていくことによって、普及をしていこうと取り組んでいるところです。

具体的などころで言うと、一覧表は2013年度ですが、この資料の1/20からずっと、全国でこんな取組をしています。さらに学校派遣を進めていこうと取り組んでいこうとしております。

(村越会長)

コンパクトに。

(神田事務次長)

裁判員裁判のほうですが、見て、聞いてわかる裁判のために、これまで対立関係にあった裁判所、検察庁、弁護士会というのが、一致して裁判員裁判の普及に努めたといったところが大きかったのだらうと思います。

ただ、やはりまだ問題が山積しておりまして、弁護士会としても、裁判自体、弁護活動自体が可視化されるという時代になりましたので、専門性を生かした、つまり法廷弁護技術をきちんと研修等をした弁護士を弁護人として選任しているように努めているのですけれども、それでもなお、弁護人の主張がわかりにくいというアンケートが裁判員経験者のほうで寄せられております。

そういった意味で、まだまだ法的弁護技術の質を向上しなければいけないということとともに、裁判員裁判での弁護活動のあり方と裁判員裁判対象外事件の弁護活動のあり方に大きな落差がございます。これはある意味でダブルスタンダードになっておりまして、裁判員裁判のほうは調書裁判をしないと。しかし、非裁判員裁判のほうはいまだなお調書で



やっている裁判になっている。使い分けるといって自分が自己矛盾でして、このあたり裁判所に対してダブルスタンダードを解消するんだといったことで、また検察庁に対しても、そういったことの働きかけを今強めているというところでございます。

それから、控訴審の問題ですけれども、最高裁で一審を重視するんだと。例外的に控訴審で覆すためには、経験則、論理則に大きな誤りがない限りは、一審を尊重するんだという判断が出ております。弁護人が一審できちんとやらないと、控訴審でひっくり返らないんだという最高裁からの弁護人に対するメッセージだというふうに弁護士会としては受け止めています。ただ、それでもなお、やはりそれがひっくり返っているといったところは、裁判所もかなりそこは非常に大きな問題としてとらえているようでして、やはり公判前整理手続、それから評議ですね、いずれも可視化されていない、裁判所のブラックボックスの中でやられているところでございますので、このあたりを全面的に可視化できないにせよ、きちんとそれが検証されるように、弁護士会はもっと裁判所に言わなければいけないと思っていますし、裁判所もそのあたりの問題意識を持っている。これは控訴審の裁判官として聞いておりますので、そういった問題意識は持っていないといけないと思っています。

(三宅副会長)

憲法の問題は、昨年の閣議決定のおかしさというのは、昨年以來ずっと日弁連も会長声明とか、総会の決議とかで上げておまして、日弁連のホームページの会長声明とかの欄を引いていただきますと、今年5月14日、5月29日、9月14日というあたりで、5月29日には「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言」というのを総会で決議をしておまして、第1回の総会を1950年に広島で行われたというふうに平和を宣言している議事録があるのですが、そこに立ち返って、立憲主義という、つまり憲法は権力者が権限を行使することを制約することによって、国民の権利、自由を守れるという立場を今回の閣議決定ないし安全関連法案は、その点で憲法が定める枠、9条の解釈の枠を越えているのではないかという形で、そこに絞って運動をやっていると。それ以上に、戦争法案反対とか、安倍政治倒せとか、その辺までいくとなかなか難しいので、その辺のところを注意しながらやっておりましたし、これからもその点に絞って、国民にできる限りわかりやすいメッセージを送っていきたいと考えています。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ、順番にご発言をお願いします。

(中川委員)

市民会議の立ち位置の問題なんですけれども、私も第1回からずっとお邪魔してまして、少しずつ変わってきたなという感じを少し持っているんですけれども、市民会議が最初に設立された趣旨というか、利用者、市民の立場から言いたいことを言おうと。それに対してご説明をいただいて、納得いかなければ納得いかないということにしましょうという、そんなことで始まりまして、多少ぎすぎすした議論もあったし、お互い理解できない

などということもございましたけれども、さっきの村越会長のお話を具現していたような気がするんですよね。それがだんだん弁護士としての立場でものを考えるというような議題も多くなっていきまして、少しこれ、市民会議としてももう一遍に原点というと大袈裟ですけれども、これはやっぱり利用者なり市民というものの立場から、どういう要望をすればいいのかという立ち位置をもう一遍はつきり確認したほうがいいなというのが、まず率直な印象でございます。

そういうような立場からしますと、また別の課題が見えてまいりまして、例えば弁護士業務の効率化、つまりもうちょっと言いますと、民事訴訟というのはものすごい時間がかかっているんですよね。それが当たり前のごとくになっているんですけども、ちょっとした事件でも2年も3年もかかると。これはどう考えたっておかしいわけですね。弁護士さんだけの問題ではありません。もちろん司法全体のあり方というか、そういうことになってしまっているんですけども、国民というか、利用者のほうもそんなものだから仕方がないなということになっているのですが、よく考えてみますと、何でそんなに時間がかかるんですかという問題がありまして、その一部には弁護士業務の効率化というものも含まれているのではないかと思います。

何をどういうふうにしたらいいかというのは、私もよくわかりませんが、やっぱりそういう現実に対して、弁護士さんがどういうふうに対策を打っておられるのかというようなことは、利用者の立場としては知りたいし、議論もしたいなという気がいたします。

それから、これも例ですけれども、お医者さんがそうであるように、弁護士の専門領域の明確化というのか、司法アクセスの一つの問題だと思うんですけども、問題に対してどこにいけばいいのかということが、依然としてはつきりしませんよね。内科なのか、外科なのかという漠然としたことでもいいんですけども、その辺がはつきりしない。とにかく知り合いの先生のところへ行くということしかできないわけで、これは利用者の立場としては、極めて不便といいますか、思いますね。ある程度専門領域というものを少し明確化したほうがいいのではないかなというような議論も、その利用者の側からは出てきます。

それから、もっと卑近なことで言えば、高齢化対策ですよ。だんだんだんだんお年寄りになって、顧問の弁護士先生でも、70とか80の人がいらっしゃる。そうすると、もうちょっとどうかなという感じになってきてまして、だからといってなかなかチェンジの願いをするのは難しい。これは別に顧問でなくたって、一般の先生だってそういうことがあるわけですし、やっぱり能力の低下とか、もっとメンタルな問題も出てくるかもしれませんし、そういうものに対して、依頼者側からすれば、大丈夫ですと。この先生はそういう問題ありませんというお墨付きというか、保証をどこかでしていただくと、それはそれなりに安心して依頼できるという問題とか、そういうのがやっぱり利用者側から見た問題点なんですよ。みんな耳が痛いと思います。こういう問題、耳が痛いし、聞きたくもないし、ということなんだろうけれど、しかし、そういう問題を提起していくのが、われわれの仕事じゃないかなと思っております、これはお互いにやっぱり工夫をしていく必要がある

と思いますので、これからの課題としてお考えいただいたら、またこちらからも考えなければいけないと、そういう問題かなと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。では、村木さん。

(村木委員)

議事録に残るので、叱られる発言になるかもしれません。法制審に出席してみてもびっくりしたことがあったので、二つ申し上げたいと思います。一つは、日本の刑法とか刑訴法を読むと、文章自体はすごくまともなことが書いてあって、じゃあそれが運用されたときにどうかということ。人質司法とかという言葉があるし、検察に都合の悪い証拠は開示されないとか、一般的にわれわれがよくちまたで言われていることがあるんですけど、それを審議会の場で言うと、裁判所や検察の方は、いや、適正に運用されていますと言う。でも、そうじゃないんじゃないかという突っ込みが、弁護士会側から迫力のある形でできていない。要は、運用の監視ができていないのかなと。あるいはそれを見ていくためには、いろんな情報開示というのを日頃からプレッシャーかけてやっていくということができてなかったのではないかなと、すごく感じました。

もし、今度法改正が行われると、いろんな新しい制度、例えば司法取引的なことも入ってくる、それから通信傍受も拡大をされていくということがある中で、ものすごく運用の監視って大事になるので、それは日弁連の役割じゃないかなと思います。ここをちゃんともうちょっと力を入れてもらわないと、えん罪は減らないと思います。

それからもう一つびっくりしたのは、制度づくりの場に出たときに、すごくストレートに言いますけれど、日弁連に対する信用度があまり高くなかったということ。要するに政策つくるときのカウンターパートとして、すごく信頼をされているかということ、そうでない部分がある。それは何かというと、制度をつくるときは特に途中で妥協もしなければいけないし、いろんなことがある。そこを組織全体をまとめて、何とか最後まできちんとやっていけるのかということについて、まだ疑われているところがあるという印象を受けました。

ただ、さっきもお話に出ましたけれども、裁判員裁判をつくる中で、非常に考え方に違いがあっても、一緒にやってきた信頼感とか、それから今度の法制審も一応この前、刑訴法は全会一致だった。ああいう中で少しずつ、政策立案におけるカウンターパートとしての役割というところの信頼感というのは、増してはきているのだろうと思うので、そこはそれをさらに大きくしていただけると、すごくうれしいなと思います。

その二つはすごく新鮮でもあり、大事なことだと思ったので、ぜひお願いをしたいと思います。

あと、一般的なことで、私も貧困問題すごく大事だと思っているのですが、特に、もちろん政策は政治とか行政の仕事だと思うんですけど、いろいろな制度があっても、本当に困っている人につながらない。そういう人たちが知らないというのが、もう一つ大きな

問題として出てきている。そのことも弁護士たちのお力でいろいろできることがあるのではないかと思うので、そのあたりを力を貸していただくと、貧困問題、すごく前に進むかなと思います。ぜひ、期待をしたいと思います。よろしくお願いします。

(村越会長)

本当に説得力がない、ことにデータが足りないと思います。データに基づいて言えないということは、つくづく痛感しておりますので、そこを少し改善する努力を今、特に刑事司法のほうではやっています。神田さん、ちょっと。

(神田事務次長)

ご指摘のとおりでございます。法制審に出られている委員の先生方は個人の体験を述べられても、弁護士会として蓄積された情報、事例、立法事実をエビデンスとして出せていない。そのため、説得力がかけているのではないかという印象を村木さんにお与えしたのではないかと思います。村木さんの弁護人であった河津先生からも、その点は弁護士会に強く指摘をいただいています。実際、検察庁のほうで依命通知が出され、去年の10月1日から施行されて1年ちょっと経っているのですけれども、積極的に依命通知通りに行われた事例はすごく収集しているのですけれども、それが守られていない、そういう問題事例の収集が極めて不十分です。

さらに言うと、非常に重要なのは、在宅の被疑者、それから被害者も含めて参考人ですけれども、そのあたりの収集も非常に弱い。私も10月に担当の次長になりまして、せっかく情報収集されているのに、それが生かされていないということを痛感しております。

しかも、その情報収集は単にアンケートを出して集めるのではなくて、アンケートや新聞報道等で問題のある事例に接したら、それを待つのではなく、こちらからアウトリーチで情報収集に行く、そういう姿勢でこれからは情報収集に努めたいと思っております。まだ法案が通っておりませんが、この法案が通り、施行がされて、施行後3年後見直し、ここが日弁連が全面的可視化を実現できる最後のチャンスだと思います。今回の改正自体30年、50年に一回の改正だったと思いますけれども、この機会を絶対に逃してはいけないということを肝に銘じて、5年後、6年後に迎える本当の正念場を乗り切るために、ご指摘の情報収集必ずきちんとやっていきたいと、そのための体制をつくりたいと思っております。ありがとうございました。

(村越会長)

恥ずかしいことに刑事司法改革担当嘱託は、実は一人しかおりませんが、一人で何ができるんだということです。今回は何とか4人に増やして、4倍の体制でもう少し真面目にやろうということを考えております。それでも4人しかいないのですが。

(北川議長)

よろしいですか。あとは。

(湯浅委員)

私、格差貧困の問題をやってきたのですが、貧困の問題は、松永さんも村木さんにも言

っていただいたので、少し違う角度というか、同じなんですけれど、格差と民主主義みたいなことに関心を持ってしまして、それで、いろいろ議論がありますけれど、日本もアメリカほどではないにしても、じわじわと格差が広がっていて、そうするとやっぱり起こってくるのは、政治的な意見の二極化というか、アメリカでも今そうだし、ヨーロッパでもそうだし、日本も徐々にそうになっていくと思うのですが、そうなったときに、だれがパブリックをつくるのかというのが、いよいよ問われるようになってくると思っています。いろんな意見があって、時に非常に相容れないものが二極的にかなり極端なところから発されている中で、どうパブリックな空間と、そこでの対話を可能にする、そういうのをパブリックな場というふうにとりあえず言いますが、それをどうつくるのかというのが大事になってくると思っています、これはだから、法律家集団としての日弁連に対するお願いというよりは、日本の代表的な中間団体としての日弁連に対するお願いという感じなのですが、その中でいろんな意見がある中で、パブリックな場をつくっていくことを担っていただきたいと思っています。

それは、具体的に何なんだという、今の言い方でいうと、主権者教育、シティズンシップ教育ということになると思うのですが、これは先ほどお話のあった学校教育現場はもちろん重要なんですけれども、より重要だと思っているのは、社会人というか、要するに世の中です。世の中に対していわゆる主権者教育。いろんな意見がある中で、その対話を可能にするようなパブリックな空間づくりというのは、まさに子どもたちだけじゃなくて、大人に対してもやられる必要があると思っています、かつて、こういうのはある程度社会教育と言われていたと思うんですけど、今非常に担い手が減っているので、いろんな人たちがやっていかないといけないのではないかとこのところに来ていると思っています。

そこをぜひ日弁連としても位置付けていただきたいというのが、私からのお願いで、いろいろ法教育のチラッとだけで見ると、学校の先生と共同して勉強会をされたりしていて、多分そこで培われる法教育プラス教育方法のノウハウなんていうのは、市民向けにも活用できるものだと思うので、ここを大きな中間組織の社会貢献の一つとして、位置付けていただきたいというのがお願いです。

(北川議長)

ということですのでよろしく。

一応、所定では15分までということですが、せっかく会長がご発言をと。

(村越会長)

ぜひ、申し訳ない。

(北川議長)

この際、会長に最後のお仕事ということで。ご発言いただけますか。

(神津委員)

常々思っているんですけど、日本人ってルールをすごく大事にしているようで、けどみんなルールと違うことをやれば、別にそれが常識になってしまうみたいなところが

あると思います。赤信号でも渡れば怖くないとよく言いますけれども、今まではそれでも何となくよかった部分もあったのでしょうけれど、やっぱり刑訴法の問題も私も関わらせていただいて、さっき村木さんがおっしゃったようなことを含めて、いろいろ問題意識を持たせてもらいました。やっぱりこれから先考えると、本当に決められたことはきちんと、そこから外れているんだったら、何でだろうということ国民がみんな考えなければいけないという、そういうことではないかなと思っていて、やっぱり日弁連の取組が、より国民にとって身近なものになるということは、そういった意味でもすごく大事なことだと思います。立場、性格違いますけれども、私のいる連合ももっと身近な存在にならないといけないというふうに思っていて、ですから、あまり偉そうなことは言えないのですが、そういう部分でさらに力を発揮していただきたいと思います。

(井田委員)

私もなるべく短めに。日弁連に求めることというのが議題なんですけれども、求めたいことは一杯あるのですが、正直今思うのは、むしろどこまで求めていいのかなというところで、いろんな職域団体の人たちに取材をする機会があるんですけれども、もっぱらその方々の関心というのは、自分たちの職業領域がどう繁栄していくかというためのことを一生懸命やっつけたい。たまにもちろん年に数回、市民向けの講座を開いたりとか、そういう形で社会に関わっているという活動が一般的な中で、日弁連ではこれまでもずっと社会の森羅万象に関するいろんな意見を出してきたり、そういった法案が出るたびにロビー活動をされたりとか、そういうことをされてきていて、それがやっぱり、かたやこれだけ会員が増えて、特に若い会員さんたちの中には仕事がないと。就職先がないみたいに困っている人も出ている中で、やっぱり余裕がなくなっている部分もあると思うんですよね。そういう方々からすると、社会をよくするという高邁な理想も結構だけれども、自分たちのことももっとやってほしいという、そういう要望が出るのは当然のことだと思いますし、なかなか難しい時代になってきているんだなということを感じます。

そこまで理解した上で、やっぱり私は日弁連の本来の役割というのは、市民の利益に立ったシンクタンク的な役割というのをきちんと果たしていただきたいなというところはすごくありまして、それはこれまで地道に続けられてきたことの延長線でしかないのかもしれないのですが、やっぱりこの度の集団的自衛権の議論などを聞いていると、やっぱり法の支配であるとか、そういう立憲主義ということがいかに社会に浸透していないかということ、行き届いていないということがよくわかってきたということでもあると思うので、そういう分野で直接市民と向き合って、いろいろなものを発信していくということを、大変だと思うんですけれども、やはりやめなくて続けていってほしいと思っています。

(北川議長)

あとよろしいですか。

(春名総長)

議長、補足を1点します。短時間に。松永委員のほうから、司法予算のお尋ねがあったかと思いますが、こちらの260ページを見ていただきますと、司法関連予算がどのような割合になっていったか、推移が出ております。2015年度は0.325%。これはずっと下がって来た結果、ここまで下がってきて、このまま放っておけばもっと下がりそうになっているという状況がありまして、国家予算96兆3,400億円の中で、3,130億円ということで、そのような状況にあります。中川委員からも、裁判の迅速化というご指摘ありましたが、やはり裁判官を増やしたり、裁判所のキャパシティを大きくするということになりまして、こういう予算ではなかなか難しいのかと。そのためにはもう少し大きな司法予算を組んでいただく必要があるのではないかというふうには思っております。諸外国の例については、ちょっと今数字を持っておりませんが、これよりはさすがに高いものになると思います。また、機会がありましたら、ご報告いたしたいと思います。すみません。

(北川議長)

それぞれご意見いただいたのですが、村越会長さんのお話でございますから、皆さんご発言いただいたのですが、これは市民会議の本来のあり方をどうするかという議論にも通じていきますので、引き続きまたお願いをしたいと思っております。

私も、例えば「活動領域の拡大」という言葉が本当にいいのかどうかというのが、大議論になってくるのではないかと思うんですね。自分たちの職場拡大か、ということに捉えられることは、必ずしも正しくないと思うので、法の支配という大前提に立てば、だれかが主体になって、それを訴えていかなければいけないという思いで考えるというところになりますと、本当に活動領域の拡大というのは、日弁連さんが担うべきものなことなんかがあると思うんですね。例えば中川委員さんからおっしゃっていただいた国際関係の問題なども、目的的に本当にやるべき方針を日弁連が確立していただいた上で、どこが担うのかというような、そういうこともあると思うんですね。

だから、そういうところなんかで、名称というのはちょっと私こだわっているんですけど、活動領域の拡大というのは、法の支配の下でやるというのでわかりやすい言葉だからいいんだけど、錯覚というか、誤解を受けやすいなということで、本当しみじみ感じるところでございます。

活動領域の拡大も山岸前会長が、日弁連の大方を覆っていた公権力の行使に味方するかということに対して、情報公開が前提になったから、公権力ということよりも、むしろそのこと自体が市民の味方をするんだということになっていないかという、そんなところから宣言を出していただいて、それを村越会長が引き受けて、引き続きやっていただいたところで、100名を超えるいわゆる任期付ではあるけれども、採用になってということになります。

まさに地方創生なんかを考えていきますと、法の支配なんて全く行き届いていないですよ。前例に従って国家の言うとおりにしているというような、そういう発想で地方創生なんて本当はできないと思うんですね。したがって、そのあたりが、やっぱり決断をしてい

ただいて、先見していただいて、さあ、各県の弁護士会さん、どうしますかということがあったので、私は村越会長も一つ決断をいただいて、何かそれを残していただくと、次の会長が具体的にと思うわけでございます。

私も、これ数年関わり合いを持たせていただいていますけれども、今日のご説明を聞いても、例えば企業内の弁護士であるとか、任期付の公務員の弁護士さんといっても、会費の問題がずっと問題になっているのに、いまだに議論しているだけの話というのは、一体何なんだというこういうことにもつながっていくと思うんですね。それが微妙な問題で、それを出すと決定的な問題に発展する場合もあるだろうし、そのあたりの細部については、皆さんがご議論いただくことですけれども、例えば会長が3月に引継をされるというときには、こういった問題なんかを一つ出していただいて、課題は皆さん、会長にお任せしますけれども、議論しています、議論していますと、中身は本当は変わっていないですよ。レベルが上がっているとしても、一步前へ、ぐっと前へ行くというのは、それがあったからこそ、企業内弁護士とか、公務員の弁護士が増えたということだと思えるんですけども、そういう決定的なことをしていただけるといいのかなと。それでわれわれの意見が採用されるということになれば、いいかなという感じが素直にいたします。

それで、今日は法教育、シティズンシップでございますけれども、これをもう少し、大きな問題でぜひ日弁連さんは社会問題として取り上げていただき、法の支配のとても重要な部分だというふうに私は取り上げていただければうれしいなという立場でございます。現在まだ240万人の有権者が増えて、2割程度の投票率としたら、50万票ぐらいですから、政党も政治家も、あるいは高校生もそんなに大した問題と思っていないはずですね。先進国化すると投票率が下がるというのは、全くの誤解で、北欧などでは70、80%若い人がいて、それで支えていくと、偉いシティズンシップ教育がそのあたりで行き渡っているということがあると思うんですね。

今、何か選挙のあり方そのものを勝手にやっていただいて、政治と国民とあまり関係ないという、政党、政治家の責任はありますけれども、国民の側もやっぱり成熟したデモクラシーというのはまだ未成熟ではないかということが、本当の広い意味で見ると、日弁連さんのいわゆる法の支配というのは、本当に行き届いているかなと。危ないねという、今ずっと各委員の皆さんがおっしゃっていただいた中に、ずっと一貫とした思想があるのではないかと、そんなことを思いますので、村越会長さんがチェンジされるときには、何か残していただいて、具体的に進むことを期待したいなと思うんですね。検討します、すぐやりますというのは、何かずっとレベル上がってきているのですが、場面転換することは重要なこと、そんなことを思いましたので、今個人の立場でお話を申し上げたところでございます。

最後になりますけれども、会長さん、それぞれの意見を聞いてどのように受け止められたか、ご覚悟のほどを。

(村越会長)



本当に、期待したとおりのご意見をいただき、どうもありがとうございました。咀嚼して、いかにそれを会内に生かしていけるかということで、あと4か月、最大限努力をしたと思いますので、どうもありがとうございました。

#### 議題③第49回市民会議日程について

(北川議長)

一応今日の委員会はこれで終了させていただきたいと思いますが、次回、第49回の市民会議の日程でございますが、来年の3月3日で、現段階では7名の方がご出席ということで、ご理解をいただき、この後、懇親会ということで開催をさせていただきます。午後4時から6時の間に、これが委員会、その後に引き続くということですね。懇親会ということでご了解をいただいてよろしいですね。それでは、よろしく願いをいたします。

#### 議題④その他

(北川議長)

委員の皆さん、何かほかにごございますか。よろしいですか。

#### 7. 閉会

(北川議長)

それでは予定した審議を終了させていただきます。第48回の日弁連の市民会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(村越会長)

どうもありがとうございました。(了)